

豊橋市監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、財政援助団体等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月31日

豊橋市監査委員	大須賀 俊 裕
同	木 藤 守 人
同	市 原 享 吾
同	松 崎 正 尚

平成29年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 (団体名:公益財団法人 豊橋みどりの協会 公表番号:3号)

対象団体及び市所管課	区分	指摘事項等 (改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知年月日
動植物公園	意見	総合動植物公園の管理業務に係る実績報告書において、提出期限を毎年度終了後30日以内としているが、指定管理者が一部経費を確定できない時期となっているので、無理のない提出時期となるよう検討されたい。	平成30年4月1日付けで豊橋市と指定管理者である公益財団法人豊橋みどりの協会との間で協議を行い、同日付けで変更協定書を締結し、事業報告書の提出期限について「毎年度終了後30日以内」を「毎年度終了後60日以内」に変更した。	H30.5.2
	意見	指定管理者が管理する備品台帳において、財産管理規則で定める購入先等の項目が不足しているため、指定管理者に必要な指示を行うとともに、規則に基づく適切な管理をされたい。	平成29年12月に指定管理者に対して、備品台帳に購入先等必要項目を設けて入力するとともに、今後購入する備品については毎月の連絡調整会議において本市へ報告するよう指示した。課内においては指定管理者からの報告後、速やかに本市備品台帳システムに登録するよう担当者への周知徹底を図った。	